

## 令和 6 年定例第 4 回市議会会議録（第 3 日）

令和 6 年12月13日午前 9 時30分定例第 4 回市議会をみやま市役所議場に招集した。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 諸 富 正 也 | 9 番 | 前 原 武 美 |
| 2 番 | 三小田 智 裕 | 10番 | 上津原 博   |
| 3 番 | 黒 田 清 隆 | 11番 | 荒 卷 隆 伸 |
| 4 番 | 河 野 一 仁 | 12番 | 瀬 口 健   |
| 5 番 | 森 弘 子   | 13番 | 中 尾 眞智子 |
| 6 番 | 奥 蘭 由美子 | 14番 | 中 島 一 博 |
| 7 番 | 吉 原 政 宏 | 15番 | 宮 本 五 市 |
| 8 番 | 古 賀 義 教 | 16番 | 牛 嶋 利 三 |

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

|             |         |   |   |         |
|-------------|---------|---|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 梶 嶋 晋 治 | 係 | 長 | 高 野 志乃扶 |
| 参 与         | 田 中 裕 樹 | 書 | 記 | 大 木 新 介 |

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

|                              |           |                                                                |         |
|------------------------------|-----------|----------------------------------------------------------------|---------|
| 市 長                          | 松 嶋 盛 人   | 企 画 振 興 課 長                                                    | 坂 本 生 治 |
| 副 市 長                        | 森 田 泰 平   | 子 ども 子 育 て 課 長                                                 | 田 中 聡 美 |
| 教 育 長                        | 待 鳥 博 人   | 福 祉 課 長 兼<br>福 祉 事 務 所 副 所 長                                   | 野 田 英 一 |
| 保 健 福 祉 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長 | 松 藤 典 子   | 学 校 教 育 課 長                                                    | 松 尾 郁 代 |
| 市 民 部 長 兼<br>市 民 課 長         | 山 田 利 長   | 社 会 教 育 課 長                                                    | 村 井 美 和 |
| 環 境 経 済 部 長                  | 木 村 勝 幸   | 農 林 水 産 課 長                                                    | 猿 本 邦 博 |
| 建 設 都 市 部 長                  | 甲 斐 田 裕 士 | 商 工 観 光 課 長                                                    | 相 地 智 輝 |
| 教 育 部 長                      | 堤 則 勝     | 上 下 水 道 課 長                                                    | 松 尾 秀 勝 |
| 消 防 長                        | 北 嶋 俊 治   | 総 務 課 人 事 係 長                                                  | 廣 重 慶 輔 |
| 総 務 課 長                      | 平 川 貞 雄   | 健 康 づ く り 課 長                                                  | 堤 秀 昭   |
| 財 政 課 長                      | 大 坪 康 春   | 社 会 教 育 課 社 会<br>教 育 係 総 合 市 民<br>セ ン タ ー 企 画 ・<br>運 営 担 当 係 長 | 山 下 昭 文 |
| 総 合 政 策 課 長                  | 村 越 公 貞   | 社 会 教 育 課<br>社 会 教 育 係<br>施 設 担 当 係 長                          | 宮 川 浩 則 |

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第50号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- (3) 議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (4) 議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (5) 議案第54号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第6号）
- (6) 議案第55号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第56号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第57号 みやま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第58号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第59号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第60号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- (12) 議案第61号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- (13) 議案第62号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- (14) 議案第63号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- (15) 議案第64号 損害賠償請求の和解について
- (16) 議案第65号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第7号）
- (17) 議案第66号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (18) 議案第67号 令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (19) 議案第68号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (20) 議案第69号 令和6年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）
- (21) 議案第70号 令和6年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）
- (22) 発議第3号 みやま市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (23) 閉会中の継続調査の申出について
- (24) 議員派遣の件

---

午前 9 時 30 分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第 50 号

○議長（牛嶋利三君）

日程第 1. 議案第 50 号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。  
吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第 50 号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12 月 9 日、山田市民部長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、条例に基づく印鑑登録審査の確実性を確保するとともに、申請者の利便性を向上させるため、所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。

なお、質疑に当たりましては、会議規則第 55 条の規定によりまして、全て簡潔明瞭に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。

それでは質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第50号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

## 日程第2 議案第51号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

引き続き総務常任委員長報告をいたします。

議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月9日、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和7年6月より拘禁刑が創設されることから、関係する条例について規定を整理する必要があるため、条例を改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第51号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

### 日程第3 議案第52号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3 議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

皆さんおはようございます。産業建設常任委員長報告を申し上げます。

議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月11日に、甲斐田建設都市部長、松尾上下水道課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、令和5年第3回定例会にて可決した下庄雨水ポンプ場No.1主ポンプ機械設備更新工事について、当該工事請負契約に変更が生じたことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの

です。

変更契約の内容としましては、天井クレーン機器の取替えや既設エンジン部分における排気管接続部のアスベスト除去及び処理のため、請負金額を4,251,500円増額し、総額330,267,300円とするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第52号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第4 議案第53号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。引き続き中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結について、産業建設常任委員会における審査

の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月11日に、甲斐田建設都市部長、松尾上下水道課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、令和5年第3回定例会にて可決した下庄雨水ポンプ場電気設備更新工事について、当該工事請負契約に変更が生じたことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

変更契約の主な内容として、ストックマネジメント計画に基づく自家発電機の更新追加や、動力制御盤及び中央操作盤の撤去作業部のアスベスト除去及び処理のため、請負金額を39,945,400円増額し、222,636,700円とするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第53号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

## 日程第5 議案第54号

○議長（牛嶋利三君）

日程第 5．議案第 54 号 令和 6 年度みやま市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 54 号を採決いたします。

この採決は起立によって行なってまいります。

議案第 54 号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第 54 号 令和 6 年度みやま市一般会計補正予算（第 6 号）は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 6 ～ 第 10 議案第 55 号～議案第 59 号

○議長（牛嶋利三君）

日程第 6．議案第 55 号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 10．議案第 59 号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 5 件を一括議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めましておはようございます。これより追加議案を提案させていただきます。幾つもございますので、大変お世話かけますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第 55 号から議案第 59 号までの条例の改正につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本年 8 月に国家公務員に対して出されました人事院の給与勧告に基づき、関係法令が改正されることに伴い、これまでも人事院勧告に準拠して給与改定を行ってきた本市の経緯を踏まえ、条例の改正をお願いするものでございます。

令和 6 年人事院勧告におきましては、同年 4 月の民間給与との比較に基づく給与の改定のほか、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のため、給与制度のアップデートが勧告さ

れております。

給与制度のアップデートの主な内容につきましては、まず、給料について、初任給や若年層の給料水準を大幅に引き上げるとともに、係長以上は職責重視の体系に見直されております。

また、地域手当の支給について、支払い地域を都道府県単位とすることや、通勤手当について、新幹線通勤等の要件を緩和し、支給の限度額を月150千円まで引き上げております。

さらに、扶養手当については、令和8年4月までに、段階的に配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を13千円まで増額する見直しが行われております。

そのほか、管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯の拡大や、住居手当等の再任用職員までの支給拡大などが見直されております。

議案につきましては、以上の勧告内容に準拠しまして御提案するものでございます。

それでは、議案第55号より順に御説明いたします。

議案第55号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、期末手当について、年間3.4か月であったものを0.05か月引き上げ、年間3.45か月に改定するものであります。

次に、議案第56号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、先ほどと同様に、期末手当について年間3.4か月であったものを0.05か月引き上げ、年間3.45か月に改定するものであります。

次に、議案第57号 みやま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、まず第1条の改正において、本年4月1日に遡って給料表を改定するとともに、期末手当について、年間2.45月であったものを0.05か月引き上げ、年間2.5月に、勤勉手当について、年間2.05か月であったものを0.05か月引き上げ、年間2.1か月とするものであります。これに伴い、期末・勤勉手当の支給月数は、年間4.5か月から年間4.6か月となります。

第2条及び第3条の改正におきましては、令和7年4月からの給与制度のアップデートについて、給料表の改定や、地域手当2%の支給、通勤手当の上限額の150千円への引上げ、扶養手当における配偶者手当の廃止及び子に係る手当の増額、また、管理職員特別勤務手当における平日深夜勤務の対象時間帯の拡大や再任用職員への住居手当の支給などについて改正を行い、第4条から第6条までにおいては、関連条例について所要の改正を行うものであります。

以上の改正につきまして、第1条の給料表改定は令和6年4月1日から、期末・勤勉手当の引上げは令和6年12月1日から適用し、第2条、第4条及び第5条については令和7年4月1日から、第3条及び第6条の改正については令和8年4月1日からそれぞれ適用するものであります。

次に、議案第58号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本年4月1日に遡って給料表を改定するとともに、期末手当について、年間1.575月であったものを0.025か月引き上げ、年間1.6月に、勤勉手当について、年間0.775月であったものを0.025か月引き上げ、年間0.8月とするものであります。これに伴い、期末・勤勉手当の支給月数は、年間2.35か月から年間2.4か月となります。

地域手当について、会計年度任用職員にも支給できるよう改正を行うものです。

以上の内容につきまして、給料表の改定は令和6年4月1日から、期末・勤勉手当の引上げは令和6年12月1日から、地域手当の支給については令和7年4月1日からそれぞれ適用するものであります。

次に、議案第59号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、みやま市一般職の任期付職員の採用に関する条例の規定に基づき、任期を定めて採用している教育職員の給与等について適正化を図るため、福岡県の人事委員会勧告に準じ、条例を改正するものでございます。

本市の中学校における少人数学級を推進するために、任期を定めて任用する教育職講師につきましては、教諭免許を取得し、教育に関する専門的な知識経験や優れた識見を活用して業務を遂行していることから、福岡県の教育職の給与に準じた給与とすることが適当と考え、改正を行うものでございます。

具体的には、給与表について改定を行うとともに、地域手当の支給について改正を行うものでございます。

以上、議案第55号から議案第59号まで一括して御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。

まず、議案第55号の質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第55号から議案第59号までの5件は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第59号までの5件は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

それでは、これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、議案第55号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（牛嶋利三君）**

起立多数であります。よって、議案第55号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては原案のとおり可決をされました。

次に、議案第56号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第56号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（牛嶋利三君）**

起立多数であります。よって、議案第56号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

次に、議案第57号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（牛嶋利三君）**

起立多数であります。よって、議案第57号 みやま市職員の給与に関する条例等の一部を

改正する条例の制定につきましては原案のとおり可決をされました。

次に、議案第58号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第58号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては原案のとおり可決をされました。

次に、議案第59号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第59号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては原案のとおり可決をされました。

#### 日程第11～第14 議案第60号～議案第63号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第60号 和解及び損害賠償の額を定めることについてから、日程第14. 議案第63号 和解及び損害賠償の額を定めることについてまでの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第60号から議案第63号までの和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第60号につきましては、みやま市総合市民センター企画運営委員会からの損害賠償事件に関し、和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

事件の概要でございますが、みやま市総合市民センター多目的ホールにおいて、令和6年9月8日に天井吸音ボードが剥離し、当面の間、多目的ホールの使用を中止したことに伴い、本件の相手方であるみやま市総合市民センター企画運営委員会が9月21日に企画、公演契約を行っていましたDRUM TAOの公演が中止となり、同委員会は、DRUM TAOとの契約に基づくキャンセル料のほか、公演の準備及び中止に伴うチケット払戻し等を行っております。それに生じた損害額について、多目的ホールの使用中止を決定した本市に対し、同委員会が賠償を求めたものであります。

和解の内容でございますが、本市は、相手方に対しまして、本事件による損害賠償金として、金4,979,101円を賠償し、本和解事項に定めるもののほか、両者の間には、一切、債権債務関係がないことを確認するものでございます。

次に、議案第61号につきましても、相手方であるマハラジャナイトinみやまつくす実行委員会が9月16日に予定していましたマハラジャナイトinみやまつくすの会場が変更となり、同実行委員会が行った会場変更に伴うシャトルバスの運行等により生じた損害額の賠償請求につきまして、損害賠償金500,160円を賠償し、本和解事項に定めるもののほか、両者の間には、一切、債権債務関係がないことを確認するものでございます。

次の議案第62号につきましても、相手方であるTEAM AZAKIが10月12日、13日、14日に予定していました映画「シ・ン・ラ・イ」上映会の会場が変更となり、同団体が行った会場変更に伴うポスターやチラシ、チケットの再印刷等により生じた損害額の賠償請求につきまして、損害賠償金140,470円を賠償し、本和解事項に定めるもののほか、両者の間には、一切、債権債務関係がないことを確認するものでございます。

最後に、議案第63号につきましても同様に、相手方である空手道誠武館が10月20日に予定していました空手道錬成大会 統一空手祭り「白秀祭」の会場が変更となり、同団体が行った会場変更に伴う長机の借り上げ、資料作成用の消耗品購入等により生じた損害額の賠償請求につきまして、損害賠償金46,839円を賠償し、本和解事項に定めるもののほか、両者の間

には、一切、債権債務関係がないことを確認するものでございます。

なお、以上の損害賠償金に係る財源につきましては、一般財源からの支出となりますが、これにつきましては、議案第64号の和解議案による歳入で補填する予定としております。

以上、議案第60号から議案第63号まで、一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。

まず、議案第60号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第61号の質疑を終わります。

次に、議案第62号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第63号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第63号の質疑を終わります。

議案第60号から議案第63号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第60号から議案第63号までの4件は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います、討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、議案第60号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第60号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第60号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第60号 和解及び損害賠償の額を定めることについては原案のとおり可決をされました。

次に、議案第61号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第61号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第61号 和解及び損害賠償の額を定めることについては原案のとおり可決をされました。

次に、議案第62号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第62号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第62号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第62号 和解及び損害賠償の額を定めることにつきましては原案のとおり可決をされました。

次に、議案第63号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第63号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第63号 和解及び損害賠償の額を定めることにつきましては原案のとおり可決をされました。

#### 日程第15 議案第64号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第64号 損害賠償請求の和解について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第64号 損害賠償請求の和解について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、株式会社日本設計九州支社及び三井住友・河建特定建設工事共同企業体への損害補償請求事件に関し、次のとおり和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

事件の概要でございますが、令和4年6月に竣工したみやま市総合市民センターの多目的ホールにおいて、令和6年9月8日に天井吸音ボードが剥離し、当面の間、多目的ホールの使用を中止したことに伴い、本市は、多目的ホールを使用予定であった団体のイベント中止及び会場変更等により生じた損害額を賠償する義務を負っております。

このため、本市は、本件の相手方であるみやま市総合市民センターの設計・監理を行った株式会社日本設計九州支社及び施工を行った三井住友・河建特定建設工事共同企業体に対し、団体へ支払う損害賠償金の求償に加え、多目的ホールの使用中止に伴う減収分及び一連の対応に当たった本市職員の時間外勤務手当等を加えた損害の賠償を求めたものであります。

和解の内容でございますが、相手方は本市に対しまして、本事件による求償金及び損害賠償金として、連帯して金6,265,044円を賠償し、本和解事項に定めるもののほか、本市と相手方には、一切、債権債務関係がないことを確認するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第64号 損害賠償請求の和解については原案のとおり可決されました。

#### 日程第16～第21 議案第65号～議案第70号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第65号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第7号）から、日程第21. 議案第70号 令和6年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

##### ○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第65号から議案第70号まで、令和6年度みやま市一般会計及び各特別会計、企業会計の補正予算について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第65号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書107ページからでございます。

令和6年度みやま市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算にそれぞれ138,850千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22,445,667千円といたしております。

まず、歳入予算について御説明申し上げます。

議案書113ページをお願いいたします。

11款1項1目の普通交付税88,173千円は、一般財源を調整し、追加いたしております。

次に、114ページでございます。

15款1項2目の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金44,412千円は、歳出予算と連動し、予算計上いたしております。補助率10分の10でございます。

続いて、115ページ、21款5項4目の求償金及び損害賠償金は、議案第64号にて議決いただきました損害賠償請求の和解に伴うもので、6,265千円を計上いたしております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

まず、歳出予算全体を通しまして、人件費の補正を計上いたしております。人件費の補正は、令和6年の人事院勧告を反映し、所要額を計上いたしております。また、これに併せて、職員の人事異動や育児休業分などを反映させ積算いたしております。

ここからは、別紙にて配付しております、追加議案予算関係資料にて御説明いたします。

資料の４ページをお願いいたします。

ここでは、特別職についての補正内容を記載しております。

次に、５ページをお願いいたします。こちらは一般職の補正内容を記載しております。

同ページの最下段になりますが、一般職の補正額は、一般会計及び各特別会計、企業会計の合算で、52,442千円の増といたしております。

続いて、６ページは会計年度任用職員の補正内容ですが、最下段に記載しておりますとおり、補正額は51,028千円の増といたしております。

それでは、人件費補正以外の歳出予算の主なものにつきまして、予算書に戻り、御説明いたします。

議案書128ページをお願いいたします。

ページの中段辺りとなりますが、４款１項１目の予防接種健康被害救済給付金44,412千円は、予防接種健康被害救済制度による厚生労働大臣の認定があったことから、令和３年度に新型コロナワクチンを接種され、お亡くなりになられた方に対する死亡一時金等の給付金を追加補正するものでございます。

お亡くなりになられた方におかれましては、この場をお借りして、謹んでお悔やみ申し上げます。

最後に、飛びまして146ページをお願いします。

ページの中段辺りとなりますが、10款４項５目の施設利用中止に伴う損害賠償金5,667千円は、議案第60号から議案第63号にて議決いただきました和解及び損害賠償額の決定における損害賠償金でございます。

なお、それぞれの詳細な内容については、別紙予算資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

引き続き、議案第66号 令和６年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書155ページからでございます。

令和６年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,780千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,268,239千円といたしております。

それでは、160ページをお願いします。

歳入予算は、6款1項1目．一般会計繰入金を減額し、次のページの7款1項1目の前年度繰越金を追加いたしております。

続いて、162ページ以降の歳出予算は、一般会計補正予算と同様に、9名分の職員人件費や会計年度任用職員の報酬につきまして、給与改定及び人事異動等による額を調整し、計上いたしております。

続きまして、議案第67号 令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書168ページからでございます。

令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ960千円を追加し、歳入歳出予算額の総額をそれぞれ797,441千円といたしております。

それでは、173ページをお願いします。

歳入予算は、5款1項1目．事務費繰入金を追加し、次のページの歳出予算は、1款1項1目の一般管理費の職員人件費につきまして、職員2名分の人事異動等による額を調整し、計上いたしております。

続きまして、議案第68号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書179ページからでございます。

令和6年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,814千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,038,038千円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ499千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22,644千円といたしております。

まず、介護保険事業勘定について御説明いたします。

議案書186ページをお願いします。

議案書186ページから190ページまでの歳入予算は、歳出予算と連動し、それぞれ予算計上いたしております。

次に、歳出予算について御説明いたします。

191ページをお願いいたします。

191ページ以降の歳出予算は、一般会計補正予算と同様に、17名分の職員人件費や会計年

度任用職員の報酬につきまして、給与改定及び人事異動等による額を調整し、計上いたしております。

続いて、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

199ページをお願いいたします。

歳入予算は、3款1項1目の前年度繰越金を追加し、次のページの歳出予算は、2款1項1目の会計年度任用職員の額を調整し、計上いたしております。

続きまして、議案第69号 令和6年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書205ページからでございます。

令和6年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出予算に2,866千円を増額し、総額を498,700千円といたしております。

また、資本的支出予算に4,184千円を増額し、総額を585,795千円といたしております。

収益的支出予算、1款1項、営業費用の職員4名分の人件費及び資本的支出予算、1款1項、建設改良費の職員5名分の人件費につきまして、人事異動及び給与改定分を調整し、計上いたしております。

最後に、議案第70号 令和6年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書219ページからでございます。

令和6年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出予算に1,891千円を増額し、総額を707,283千円といたしております。

また、資本的支出予算に1,370千円を増額し、総額を738,519千円といたしております。

収益的支出予算、1款1項、営業費用の職員3名分の人件費及び資本的支出予算、1款1項、建設改良費の職員4名分の人件費につきまして、人事異動及び給与改定分を調整し、計上いたしております。

以上、議案第65号から議案第70号まで、一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議再開は10時45分からやりたいと思います。

午前10時35分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

先ほど休憩前に市長のほうから提案理由説明をいただきましたけれども、これよりそのことについての質疑を行ってまいります。

まず、議案第65号の質疑を行います。質疑ございませんか。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

この資料の5ページもよかですもんね。

5ページの人件費の状況、一般職の人件費の状況の中の時間外勤務手当の件でございますが、これは令和5年9月議会において早期退職者の件に関連して一般質問をしておりました。これは令和5年9月でございまして、そのときの答弁で、時間外勤務手当の縮減を図るという答弁がはっきりとされております。しかしながら、令和5年度の時間外勤務手当103,500千円、その時点で質問をしたにもかかわらず、令和6年度の当初予算には112,000千円、時間外勤務の増額が当初予算では示されております。

この表を見ますと115,900千円ですね。ですから、112,000千円から増額になっております。これは補正を組んだかどうかはちょっと分かりませんが、これをなお今回の約9,400千円の増額になっております。私が言わんとするところは、令和5年9月議会において早期退職者、この理由の一つとして時間外勤務が挙げられ、そして、はっきりと答弁では、時間外勤務の縮減を図るというふうに回答してあるわけですよ。にもかかわらず、次年度の当初予算でも増額をされ、なおかつ今度の補正でもまた増額をしようとしている。その当時の回答は何だったかと、こういうことを聞きたいと思っております。

それで、もう一つ付け加えて言いますが、市長に言いますけど、今最近、一般質問答弁をされて、答弁と実行力が伴わんというような言葉が、そういう会話が控室でちょくちょくあっているところでございます。この件についても、この答弁と今回の増額、これはどういうふうな、その答弁は何だったかというようなことから、今後の増額は何時間を増やしてあつとかと。何ですかということをお聞きしたいと思います。どうでしょうかね。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬口議員の御質問にお答えいたします。

勤務時間の縮減ということで、残業時間というか、そういう部分の縮減についてしっかり取り組んではきておるわけでございます。

時間数についても詳しくこの後、総務課長のほうから答弁させますので、残業時間等、縮減はしっかり取り組んでいるつもりでございますが、目標まで至っていなかったという部分でございます。詳しくは総務課長のほうから答弁させます。

**○議長（牛嶋利三君）**

平川総務課長。

**○総務課長（平川貞雄君）**

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、現在の令和6年度の時間外の状況についてお話をさせていただきます。

瀬口議員のほうから今御指摘いただきましたように、時間外縮減についてはこれまでも幾度となく御指摘いただいていたところでございます。そして、こちらの回答としては、縮減に向けた取組を行っていきますということでお話をさせていただいております。もちろん、令和5年9月の一般質問以降もそれについて取組をやらせていただいたところでございます。

令和6年度の4月から11月までの時間外、それと昨年度、令和5年度の4月から11月までの時間外の時間数を比較いたしますと、全体で約5,400時間、今縮減が図られております。これは先ほど市長のほうからもありましたけれども、朝礼や終礼をしっかりとやって、各職場のほうで調整をやるというようなこと、時間外のヒアリングを行って効率化を目指すということに取り組んできて、全ての職場で取り組んだ結果、今、5,400時間の縮減のほうまで来ております。

一方で、瀬口議員のほうから今御指摘ありました、減っているのにどうして増額するのかということになりますけれども、令和6年度の当初予算をお願いするときに御説明を差し上げましたけれども、令和5年度のこの同じ12月議会の中で追加補正のお願いをさせていただいて、140,000千円という12月補正後の予算をお願いしたところでございます。その令和5年度の決算見込みから時間外縮減の目標を2割削減したいということで、2割削減を目標に予算を計上させていただいたところが令和6年度の当初でございます。それから2割削減に向けて取り組んでまいりましたけれども、国の法改正とか物価高騰の支援、こういったやつで突発的に入ってきた分、こういった一律的に対応しなければいけない案件とか、こういう

のもありまして、令和6年度の最終見込みまで各課のほうで確認をいたしましたところ、2割削減までは達することができず、1割強の削減というところにとどまりましたもので、現状といたしましては9,400千円ということで増額をお願いする形でございます。

また今後、この後も今年度については時間外の縮減に向けて全職場のほうで対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

12番瀬口健君。

**○12番（瀬口 健君）**

縮減を図りながら今取り組んでいるというような答えですが、5,400時間削減ができた。しかし、一般市民の方に超過勤務1億円という、10人が10人ともびっくりしなはつです。これは、あんたたちが今度は一般市民の方の立場になって、一般市民のほうと替わって見たっちゃよかですたい。しかしなお、そげん5,400時間縮減したにもかかわらず、いきさは分かりますよ、1億円もう超しとっじゃん、120,000千円と、こういうことですよ。私が一般質問したから、自分の質問に対して責任を持ちたいから、あなたたちの答えも責任持ちたいから私はこういうことをあえて言いよるわけであって、その中でも早期退職者の方を大事にして早期退職者がいないよというようにもおっしゃると、アウトソーシングとかやりながらですね。

今後こういうとを数字で、金額で幾らぐらいまでにしたいのかと、見越し、2割削減が1割削減でしか全うできなかったというようなお答えですが、今さっき言いましたように、一般市民の方は1億円という数字を見て、もうびっくりしなはつですたい。水曜日がノー残業デーでしょう。水曜日は私も通ってびっくりしたのが、ぽつんぽつんと電気がついております。そこら辺の徹底はそしたらどげんしよつとですか。数字で言うとなつてすよ。5,400時間縮減になったと言っても、この金額、1億円超しておる金額に対して皆さんびっくりしなはると。これは以前も言ったと思うんですけどね。どういった目標で今後していくなつとですかね。もうこれは人件費の問題、この追加議案の件は賛成はしますけど、将来の見通しがね。こういうことだから、さっきも市長に言いましたけど、控室でも、答弁と実行が伴わんのが多いなという、そういう会話がちょくちょくありよるわけですよ。そういうことを踏まえて、ほかに一般質問をして、そういうふうと思うとなはる人をここで、これは

人件費の問題と別の方もおらっしゃるからここでは質問がないかと思いますが、私はこれはさっき言いましたように、一般質問したから責任がありますので、ちょっとここでお尋ねしよるわけですね。今後の見通しをちょっとはっきり言ってもらえんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

先ほどの御質問にお答えします。

まず、水曜日のノー残業デーでございますけれども、御指摘のとおり、毎週水曜日についてはノー残業デーということを設定して、毎週、仕事の終わった時点でアナウンスをやっておるところでございます。

ただ一方で、先ほど御指摘ありましたように、どうしても翌日締切りの案件でしたり、突発的な部分があつて、これが100%できておるかという、実際は、御指摘あったとおり、まだ100%にはなっておりません。これについてはまた今後も引き続き周知と徹底をしてまいりたいと思っております。

あと、どういう目標でやっていくのかということでございますけれども、もちろん財政的な側面と、一方で、職員の健康上の問題というところで時間外縮減については削減したいということで取り組んでおりますので、昨年度よりは下がっていくような形で取り組んでいかなければいけないと。今回お願いしております125,000千円、これを超えることはもちろんやらないんですけれども、できるだけこれを引き下げていくということで、今現在1割ぐらいの削減になっておりますので、これを2割に近づけるような形で今年度残り3か月、しっかり対応していきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

ありがとうございます。それはしっかりやってあるという中で5,400時間減少したというようなことですが、さっきも言いましたように、金額が幾らかで市民の方はびっくりしなると。そういうことをしっかり持っていて、こういうことが先日のあの小・中学生云々の施設料金を徴収するとか、そういったときに、私が言ったように、職員の努力がなく

て市民に金を徴収するというような市民サービスの低下、そういうふうなことをやるべきじゃないと。まず、市のほう、市職員の方たちの努力を見せた上でそういうことをやらないかんというようなことを私は言ったと思いますが、こういうことがやっぱり市民感情が素直にいろんな市民への金銭問題に関する件については不信感を招くというようなことにもつながるわけですね。

ですから、今おっしゃったように、課長しっかりと取り組んでいけるように。今、部長が休んでおりますから、おたくがぴしゃっとしよっとやろうけんが、ひとつよろしく。市長もそういうことで、しっかりしてもらうてございますかね。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

勤務時間の縮減については、やはり職員の健康もしっかり守っていかないといけない。また、市民サービスをおろそかにしてはいけないという思いはしっかり持っております。ですから、その辺については、しっかり職員の健康も守りながら、勤務時間の縮減等も今後しっかり進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ございませんか。（「関連はよろしいんですかね」と呼ぶ者あり）関連じゃなくして、よかですよ。8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

今の関連ですけれども、時間外の多い課の把握はしてあると思いますが、じゃ、そこに対して人的配置などや大きな補助金申請とか大きな事業が出たとき、単発的な時間外ならいいんですよ。ところが、恒常的な時間外となると職員は大変きついかと思うので、そこら辺の人的配置は——人的配置だけじゃなくても時間外が少しでも少なくなるような手だては何か今までやってあるんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

昨年度の瀬口議員からの御質問の中でも同じようなことが言われておりまして、こちらのほうでは毎年各職場のヒアリングをやらせていただいております。その実績に合わせて組織機構の見直し、人的な配置、そういったところを毎年考えるように市長のほうから指示いただいておりますので、そこで現在分かっているところについては当初の段階から体制を確保してやっているところでございます。

一方で、今、国のほうから物価高騰の支援対策とか急に入ってくる分がございますけど、そういった場合につきましては、各部を主といたしまして、部の中で体制を検討いただいたり、そういうことをして、できる限りの対応は今やらせているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

ないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第65号の質疑を終わります。

次に、議案第66号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第66号の質疑を終わります。

次に、議案第67号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第67号の質疑を終わります。

続きまして、議案第68号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第68号の質疑を終わります。

次に、議案第69号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第69号の質疑を終わります。

次に、議案第70号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第70号の質疑を終わります。

議案第65号から議案第70号までの6件は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第65号から議案第70号までの6件は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、議案第65号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第65号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第66号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第66号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第66号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決をされました。

次に、議案第67号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第67号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第67号 令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決をされました。

次に、議案第68号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第68号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第68号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決をされました。

次に、議案第69号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決いたします。

この採決は起立によって行なってまいります。

議案第69号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第69号 令和6年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第70号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第70号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第70号 令和6年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）は原案どおり可決をされました。

## 日程第22 発議第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 発議第3号 みやま市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）（登壇）

それでは、発議第3号の提案理由説明を行います。

発議第3号 みやま市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和7年6月より拘禁刑が創設されることに伴い、規定を整理する必要があるため、条例を改正するものでございます。

内容としましては、第53条から第55条までに規定している懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第3号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号 みやま市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案どおり可決をされました。

#### 日程第23 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によりまして、タブレットでお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りをいたします。各委員長からの申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしておきたいと思います。

#### 日程第24 議員派遣の件

○議長（牛嶋利三君）

日程第24. 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定によりまして、タブレットでお配りをいたしましたとおりに議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、そのように議員を派遣することと決定をいたしました。

お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条によりまして議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全部終了をいたしました。

会議を閉じます。

令和6年定例第4回市議会を閉会いたします。

午前11時15分 閉会

上記会議の次第は、桙嶋晋治の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会議員 森 弘子

みやま市議会議員 奥 蘭 由美子